

第 430 回山形海区漁業調整委員会

日 時：令和 6 年 10 月 8 日（火）

午後 1 時半から 3 時 20 分まで

場 所：山形県庄内総合支庁産業経済部

水産振興課 3 階大会議室

○ 報告事項

（1）資源管理の状況等について

（2）令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

○ 議 事

【第 1 号議案】 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

【第 2 号議案】 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

【第 3 号議案】 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

○ 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
山形海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄	
〃	会長代理	池田 亀五郎	
〃	委 員	鈴木 重作	
〃	〃	飯塚 厚司	
〃	〃	佐藤 一道	
〃	〃	伊原 光臣	
山形県漁業協同組合	総務部長（兼） 指導課長	安藤 大栄	
農林水産部水産振興課	主 査	皆川 太希	
水産研究所	所 長	阿部 信彦	

庄内総合支庁産業経済部 水産振興課	課 長	加賀山 祐	(併) 事務局長
〃	課長補佐	高橋 伸明	(併) 事務局次長
〃	船 長	白幡 英樹	
〃	機関長	齋藤 勝三	
〃	漁業調整主査	伊藤 寛和	(併) 書記
山形海区漁業調整委員会 事務局	書 記	斎藤 祥司	(併) 技師

○ 傍聴者

3 名

1 開 会

事 務 局 それでは、これより第 430 回山形海区漁業調整委員会を開会します。最初に、会長より御挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

会 長 はい、9月に入って底曳きが解禁になり、みなさんいろいろと漁をされていると思いますが、あまりパツとしたことが聞こえてこなくて心配しております。私は釣り人と情報交換をしていますけれども、7月の豪雨以来、今年はなかなか魚が釣れないという愚痴をよく聞きます。特に我々は近場で小アジを釣って、それをエサに沖に行くのですけれども、エサの小アジがなかなか釣れない。昨年は簡単に釣れたのに、もう今年はいない、とみんなぼやいています。そんな中、私は先々週沖に行って、キジハタやワラサを釣ろうかなと思っていたところ、突然糸が横に走りまして、見たらバショウカジキでした。生まれて初めてバショウカジキが針にかかり、もちろん釣れませんけれども、初めて姿を見て驚きました。なぜここにいるのだと、これも温暖化の影響なのかなと感じつつ、なおかつ不安感がよぎるというような状態です。

本日は、火光釣りの議案について、傍聴人が6名傍聴希望ということで、傍聴人が6名という数は私の記憶ではないのですが、関心事ということもあり、新たな動きがあるということでもあります。簡単に従来の指示を変えるわけにはいけないので、いろいろな状況を踏まえながらより良い委員会指示にしていく必要があると思います。次第の順番も、傍聴の関係で報告事項

と議事を逆転させ、なおかつ議事の第3号議案から行うということで考えております。いつもとは違う進行になりますけれども、御協力をお願いします。

3 議事録署名委員の選出

事務局 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。それでは、会長、指名をよろしくお願いします。

会長 本日の議事録署名委員には池田委員、飯塚委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同 (異議なし)

会長 それでは、議事録署名委員は、池田委員、飯塚委員のお二方をお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。佐藤栄一委員は都合により欠席とのことでしたので、委員の方々には修正した出席者名簿を配布しておりますので、お手数ですが、差し替えをお願いいたします。本日の午前中に本間和憲委員からも連絡がありまして、急遽欠席するとのことでしたので、お手数が各自で修正をお願いします。また、出席者名簿について、鈴木委員以降の職名の欄に委員と追記をお願いします。会長の御挨拶でもあったとおり、次第の順番を入れ替え、報告事項の前に議事を行います。また、第3号議案の「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について」を最初に行わせていただきますので、御了承ください。その他、委員の方々にはクリップ止めの資料、報告1-2と、秋田海区からの「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会」に関する資料を配布しておりますので御確認下さい。3海区連絡協議会に関しては、報告事項の「その他」で御説明いたします。不足等ありましたらお知らせください。それでは加藤会長、進行をお願いいたします。

会長 では、先ほどの挨拶でも申しましたように、本日は6名の方が委員会を傍聴したいという申し出がありました。6名の方の関心事は共通でありまして、第3号議案の「火光利用による一本釣漁業の委員会指示」、これについて傍聴希望ということになります。ですので、第3号議案に限定して、傍聴を許可しようということで考えております。1番最後の議案だといつ始まっていつ終わるか分からなくて傍聴に来た方の時間のロスもあると思いますので、第3号議案

を1番先頭に持ってきて最初に傍聴してもらい、第3号議案が終わったら退席してもらおうというようなことを考えております。このようなことを前提に、6名の傍聴と入室を許可したいと思うのですが、皆様よろしいでしょうか。

一 同 はい。

会 長 では、そのようにいたしますので、傍聴の手続きをお願いします。

(傍聴者入室)

事 務 局 急用が入ったということで(傍聴者は)3名です。

4 議 事

【第3号議案】 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について

会 長 それでは、先ほど事務局より説明がありました順番で進めたいと思います。第3号議案「火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について」、事務局から説明をよろしくお願いします。

事 務 局 海区事務局書記の伊藤と申します。私から第3号議案について御説明申し上げます。資料につきましては1番最後の資料3になります。火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示については、本日委員の皆様にご提案いたします。1点目は、例年どおりの内容で委員会指示を発動することについて、2点目は、今年2月の第425回海区で御報告いたしました「火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示への要望への今後の対応案について」です。本日はこの2点について御提案いたします。

まず、1点目の委員会指示の発動について御説明いたします。お手元の資料3の3枚目の参考資料を御覧ください。こちらは、現在の委員会指示の経過についてまとめたものとなります。この委員会指示は、昭和47年に火光利用によるぶり一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示として発動したものが、はじまりとなります。資料2の主な経過をご覧ください。昭和47年に5トン未満の着火船の新しい漁業として、火光利用によるぶり一本釣り漁業というものを京都の方から導入したところ、好成績であったため、操業船が続出しました。これを受けまして、何らかの規制が必要とのことで、漁業者等から委員会指示発動の要請があり、昭和47年11月16日に委員会指示が発動され、火光利用によるぶり一本釣り漁業が制限されることとなりました。その後、昭和48年に、委員会指示に対して、関係者による様々な要望があり、海区漁業調整委員会で議論を重ねながら、昭和48年に操業禁止期間及び火力制限の設定、名称の変

更や操業海域の修正が行われました。こうした中、内容の一部が現状とそぐわないところが出てきたことから、平成 26 年から見直しを検討し、平成 27 年度の海区調整委員会で委員会指示を現在の内容に改めることに決定し、平成 27 年以降は、1 年ごとの委員会指示として発動としております。

それでは、資料 3 の 1 ページにお戻りください。今年度発動予定の委員会指示については、有効期間以外は、例年どおりとなります。内容について御説明いたします。1 の操業の禁止事項です。(1) の総トン数 5 トン以上の船舶を使用する漁業については、火光利用の 1 本釣り漁業が 5 トン未満の船舶のために導入されたものであることからトン数制限を設けております。また、(2) の明石礁及び大瀬の区域における 4 月 10 日から 7 月 10 日までの操業ですが、これは明石礁及び大瀬において、他の漁業に影響があるため、その時期の火光利用を制限することとなったものです。さらに、2 の光力の制限は、集魚灯の消費電力の合計として 10 キロワットを最高限度としております。委員会指示の有効期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとしております。なお、委員会指示の概略を 2 ページ目にお示ししておりますので、参考としていただければと思います。委員会指示の発動についての説明は以上となります。

次に 2 点目の要望への今後の対応案について御説明いたします。大変申し訳ございませんが、こちらは資料がなく、口頭のみでの説明となります。火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示につきましては、今年の 1 月に県漁協の副申書とともに、関係漁業者から一部禁止事項を撤廃してほしいとの要望書の提出がありました。要望の概要について、簡単に御説明申し上げますと、先ほど御説明いたしました委員会指示の禁止事項のひとつである 5 トン以上の船舶での火光利用による一本釣り漁業の禁止について、トン数制限を撤廃してほしいというものになります。副申書及び要望書につきましては、2 月の海区で報告させていただき、委員会での協議の結果、利害関係者との調整がなされていないとの結論になり、海区会長名で県漁協へ返却しております。その後、今年度になり、要望者や県漁協から事務局に対し、要望内容について相談があり、その中で利害関係者との調整は不要ではないかとの話がございました。そこで、事務局では現状を把握するため、関係する漁業者から聞き取りを行ったところ、「浜の意見を聞く必要がある」、また、「小型船に影響がある」などの御意見がありました。

これを受けまして、事務局では要望に関する今後の対応につきまして、次のとおり御提案させていただきたいと思っております。今後の対応案ですが、「要望内容について、海区事務局が各地区の漁業者への聞き取り等を行い、その結果を海区漁業調整委員会に報告し、海区において委員会指示の見直しの可否等を議論していく」こととしてよろしいでしょうか。このような対応案とした理由につきまして、御説明いたします。

まず、要望内容については、漁業者の意見を広く聞く必要があると考えられること、また、聞き取り等については、県内の漁業者だけでなく県外船にも関わることであるため、県漁協さんによる調整は難しいと考えられること、さらに、要望のあったトン数の話だけでなく、例えば操業区域、期間及び光力並びに魚種など、十分な精査、調整及び検討が必要であると考えられること、以上の理由から、要望内容について、まずは、事務局が主体となって県漁協さんの御協力もいただきながら、海区委員会へ報告するための漁業者への聞き取り等の調査を進めさせていただければと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。整理しますけれども、これは委員会指示なので、委員会の判断で変更することは可能なわけです。ひとつは従来の委員会指示を出すこと、または、いきなり委員会指示を修正したものを出すこと、それから極端な話になりますけれども、委員会指示そのものを撤廃するという方法、この3つがあるわけです。この3つのどれを選択することも可能なのですけれども、事務局の提案というのは、まずは従来どおりの委員会指示を継続したい、と。その間に実情を調査して委員会指示の修正の必要があるのかないのか、ある場合はどこを修正する必要があるのか、要望についてはトン数を5トン以上認めてほしいという要望ですが、それ以外にも修正要素があるかもしれないので調査したい、と。先ほど言いましたように、トン数だけではなくて、区域、期間、魚種、そのような制限も加える必要があるのかどうか、そういうことをきちんと精査し、なおかつ漁協の協力も得て、事務局の案を作りたい、と。という提案で良いですね？

事 務 局 はい。

会 長 ということなのですが、最初に事務局と私の説明に対する質問等がありましたらお願いいたします。まずは質問からお受けいたします。御質問ある方はいらっしゃいますか。

伊 原 委 員 はい。事務局からの説明のなかで、漁協関係者からの聞き取り調査が必要だ、と。その聞き取り調査は誰が行うのですか。

事 務 局 聞き取り調査につきましては、海区事務局が主体となって聞き取り調査を行うことを考えております。

会 長 よろしいですか。

伊原委員 はい、わかりました。

会長 公聴会など、海区委員も参加して一緒に聞き取ることもありますが、今のところは、あくまでも事務局だけということですか。

事務局 事務局とした理由としましては、現在、要望内容がトン数の見直しのみとなっています。それ以外にも広く案を作成するにあたって、見直しできることも含めて材料がまだ足りませんので、まずは事務局で意見を聞いたうえで、必要に応じて公聴会に準じた聞き取りが必要かどうかも含めて検討していきたいと考えております。

会長 公聴会を行うとした場合は委員にも連絡がきますからね。はい、わかりました。他に御質問ありませんか。

飯塚委員 はい、トン数について考える必要があるという要望でしょうけれども、例えばトン数を撤廃して、20 トンだろうが30 トンだろうが良いという考えなのか、それとも10 トン未満くらいに抑えてほしいというような要望なののでしょうか。

会長 トン数は無制限撤廃の要望なのか、それとも7 トン未満とか10 トン未満とか15 トン未満とか刻んだ、撤廃というよりは上限を高くするという要望なのか、実態はどうなのか。

事務局 5 トン以上で火光釣りができないことから、上限を撤廃という要望を受けております。

会長 青天井の要望ということですね。

事務局 はい、要望書では上限については記載されておりました。

会長 真意がどうなのかはこれから聞いてみないとわからないということですね。30 トンってなったら現実的ではない気がするのですけれども。そのあたりも事務局の今後の調査に任せたいと思います。他に御質問ありますか。

池田会長代理 はい、トン数の撤廃だけで光力に関しては何も無いのか。

会長 光力の要望はありますか。

事務局 要望書ではトン数の撤廃だけ、となります。

池田会長代理 仮に 10 トンとなった場合、光力が 10 キロでは足りないから 20 キロにしてくれとか 30 キロにしてくれという意見が出ると思う。ただトン数撤廃というだけなのか。

事務局 はい、要望書ではトン数撤廃の要望だけでした。事務局での調査を御了承いただければ遊漁との関係もありますので、光力についても聞き取りを進めていきたいと思っております。

会長 よろしいですか。

池田会長代理 はい。5 トン未満の船は今まで 10 キロという光力を守ってやってきているが、それが仮にトン数が 10 トンや 20 トンとなった場合光力が小さい、光力もあげてくれ、とこっちをあげたらこっちもあげて、ということも無きにしも非ずなので確認した。

会長 他には質問ありますか。

鈴木委員 はい、池田さんの意見に被るかもしれないが、今回の火光釣りに限らず他の委員会指示も話がだんだん変わっていったり、話が進んでいったりする。あくまでトン数の撤廃だけで良いのかどうか、そこは明確にして、光力等が出てくればそこは当然話が変わってくるためハッキリしておいた方が良いと思う。

会長 今のは質問というよりは意見ですね。

鈴木委員 はい。

会長 はい、わかりました。意見含めて御自由にお願いします。

一道委員 はい、最初に質問なのですが、先に要望された方たちと今回の提出者は同一の漁業者団体の方ということで良いのでしょうか。なぜかという、昭和 47 年・48 年の話ではありますけれども、小型漁船連合会等の団体名で陳情書や請願書が出されているので、今回はどういう形で要望書の提出があったのでしょうか。

事務局 はい、今回の要望は団体ではなく、5 トン以上の船舶の漁業者数名が連名で要望している形です。

会 長 よろしいでしょうか。

一 道 委 員 はい。

伊 原 委 員 今の一道委員の意見、それから鈴木委員の意見がありますが、今までの経緯から見れば、前に制限があった時も広く公聴会を開いたり、聞き取りをしたり、利害関係者が5トン以上の人もいれば小さい船の人もいて、きちんと過程を踏んでいかなないと色々な問題が起きてくるだろうと思います。要望だけでなく、別の意見もあるので、その意見も聞き、そのうえでどう決めるか。

もうひとつは、昭和のその頃からみれば船の設備も漁業者の数も形態も変わっているわけです。その辺も含めて聞き取り調査を行わないとトラブルになると思う。過去の例を見ると過程をしっかりと踏んでいるので、今回もそういう過程を踏みながらやっていただきたいと思います。

会 長 はい、わかりました。私も個人的には事務局の聞き取りが完了したのち、最終的には公聴会を開催して、委員も出席して、委員が漁業者の生の声を聞いたうえで最終的な委員会指示にしたいと思うので、私もそれについては同意見で、やはり我々委員が1回は同席すべきだろうな、というふうに考えております。なので、それは事務局にお願いしたいと思います。

鈴 木 委 員 話が広がるかもしれないですけど、たしかに10年ほど前に火光釣りの規制ができたけれども、あれからみると隻数だけでなく対象魚種も変わってきている。だから火光釣りの指示内容も再度見直す時期なのかもしれないです。決してその漁業者だけではなくて、みんなで使うために、トン数の撤廃もそうですが、光力はこのままで良いのか、見直す場合は何をどう見直すかも協議の対象にした方が良いのかなと思います。事務局はトン数の撤廃ということでの聞き取りでいいのだけど、共同漁業権の管理者である漁協も当然一緒に協議に入った方が良いのではないかと思います。

会 長 事務局案としては、漁協の協力も得てという考えですね。どのように協力してもらおうかという問題はありますが。漁協も関与させたいうえで、事務局の調査を進めていきたいということですね。将来的にはその結果が揃った段階で公聴会を開催するという、そのような流れですね。

事 務 局 はい。

会 長 今の鈴木委員のお考えなのですが、事務局はこれを踏まえて、トン数だけではなくて、区域、期間、魚種、さらには光力も含めて現場の意見や需要

を聞き、調査結果をまとめたいということで、良いですね。

鈴木委員 要望書に関しての調査は進めていただいていいし、どうせやるのであればという提案です。

会長 はい、結構です。他に御意見ありますか。

飯塚委員 はい、トン数の撤廃だけという要望のようですけれども、会長が言っているように魚種だとか区域だとかそういったこともすべてを検討したうえ見直ししていく必要があると思います。これから先のことを思うと、小さい船は設備投資するにしても、発電機を積んで商売できるかどうか、設備投資は行うが商売が成り立つどうか、そのへんも考えないといけないと思います。

会長 はい、他にありますでしょうか。

伊原委員 さっき、遊漁もという話があったけれども、海面利用協議会はここ数年開催されていないけれども、開催する予定はあるのですか。

事務局 今のところ予定は無いです。

伊原委員 わかりました。

会長 コロナと同時に休止になった感じですよ。

事務局 はい、コロナと同時に休止状態になっています。

会長 その後再開されていない感じですよ。

事務局 そうですね。議案が無く休止していた状態ですが、今回いろいろとありますので、そろそろ検討したいと思います。

会長 たしかに、開催されなくなっただいぶなりますからね。それでは、今までの意見をまとめると、今後は事務局を中心に調査をする。漁協の協力も得る。最終的には公聴会を開いて海区の委員も含めて生の意見も聞く。それで最終的な委員会指示の在り方を考える。場合によってはトン数以外の区域、期間、魚種これらの問題を含めて見直し、5年10年経っても大丈夫な内容にしていきたいということだと思います。

ということで、今後の調査についてはこのような方向性で進めるということ

を前提に、来年の委員会指示については原案の内容で委員会指示を発するという
ことで、賛成反対の御意見をお願いします。賛成の方、挙手をお願いします。

伊原委員 今のまま？

会 長 今のままです。とりあえず、来年は本日の委員会指示の案を出すけれども、
その間に来年の委員会指示の変更のための、どのような変更が必要かというこ
とも含めた調査をこれから事務局、漁協、そして委員会でやっていくというこ
とです。ということで、賛成の方は挙手を願います。

鈴木委員 継続審議ということではダメなのか。

会 長 1月1日からには間に合わないの。

飯塚委員 海の状況は変わっていて、今日獲れたから明日獲れるという保障もないし、
じっくり構えて検討する必要があると思う。

会 長 ただ、今の委員会指示は年末に終わるわけです。1月1日から新たに委員会
指示を出す必要があり、その審議の時間は無いわけです。これから1か月で調
査して、1か月で公聴会やってというのは不可能ですから。1月1日に間に合
わせるためには、原案の委員会指示の意見を出したうえで、来年1年間でじっ
くり調査して、そのうえで再来年1月1日からの委員会指示を決めていく。そ
れしか時間的にないと思います、今の状態では。それでよろしいかという提案
です。賛成の方は挙手願います。

一 同 (賛成多数)

会 長 ということで、本日の議案であります、令和7年1月1日からの委員会指示
につきましては、現行のとおりのもを発すると。ただ、来年1年間かけて再
来年1月1日からの委員会指示にむけた調査を行い、委員はそれを踏まえてで
きたら来年中に新しい委員会指示について結論を出したいということになり
ましたので、以上を本日の議決とさせていただきます。

では、第3号議案につきましては終了ですので傍聴の方については御退席を
お願いいたします。

(傍聴者退室)

【第1号議案】 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

会 長 それでは、次は第1号議案となります。第1号議案、あわび・なまこ漁業（磯見）の公示についてということで、これについては諮問案件になりますので、庄内水産振興課から説明をお願いします。

事務局 長 はい、資料1, 2をご覧ください。諮問案件ですので、読み上げさせていただきます。山形県漁業調整規則第12条第3項及び第5項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。諮問第279号あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について、理由ですが山形県漁業調整規則第5条第1項第12号に掲げるあわび・なまこ漁業のうち、あわび・なまこ漁業（磯見）について、当該知事許可漁業に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可基準について定め、公示するためとなっております。詳しい説明は担当の伊藤からさせていただきます。

会 長 はい、続けて説明をお願いします。

伊藤主査 はい、ではあわび・なまこ漁業（磯見）の公示について御説明申し上げます。お手元の資料2ページ目をご覧ください。あわび・なまこ漁業（磯見）については、令和6年11月30日に許可期間が満了するため、10月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。山形県において、ほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し、許可の満了に合わせ申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる「継続漁業」と位置づけられています。一方、あわび・なまこ漁業については、後ろに図を添付していますが、操業区域が鶴岡市鼠ヶ関にある鼠ヶ関マリーナにおける漁業権が消滅した区域部分のみとなっております。そのため、あわび・なまこ漁業（磯見）の許可については、許可を行うにあたり、毎年、港湾管理者と許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから、1年許可とし、許可満了後の次回許可にかかる申請については、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっております。

続きまして、資料の（1）制限措置をご覧ください。次回許可については、船舶の総トン数を現在の「5トン未満」から「3トン未満」に変更しております。これは、昨年10月の海区で諮問した際に、「船舶の総トン数を実態にあわせるべきではないか」との御意見をいただいたため、変更したものです。知事許可漁業の制限措置における船舶の総トン数について、他県の事例を確認したところ、各都道府県でそれぞれ定めており、水産庁にも確認したところ、都道府県で定めて差し支えないとのことでありました。現在、山形県のあわび・なまこ漁業における船舶の総トン数は、磯見は全て1トン未満、素潜りは1トン未満から3トン未満となっております。これを踏まえ、あわび・なまこ漁業の磯見については「3トン未満」に変更したいと思います。変更案については、事前に山形県漁業

協同組合を通して、関係漁業者にも確認しており、問題ない旨の回答をいただいております。なお、制限措置の内容について、船舶の総トン数以外に変更はありません。また、諮問外ですが、有効期間は1年で、条件についても変更はありません。申請に関する公示については、10月11日から11月11日まで行う予定としています。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。例年と違うところが、総トン数5トン未満から3トン未満にしたということだけですね。これについて質問意見ありましたらお願いします。

飯塚委員 はい、これは1年毎ですけれども、もう少し長い期間での許可は施設管理者からとれないのですか。

会 長 ちょっと難しいでしょうね。

飯塚委員 毎年同じ条件だったら、長い期間の許可をとっても良いかなと思うのですが。

会 長 たまたまこれまではなかったけれども、施設管理者から港湾の使用について、ある日突然ということがあり得るわけですから、やはり長期というのは難しいのではないですかね。例えば、自然災害によって緊急の港湾工事が入ることがあるかもしれないので。今は何が起こるか分からないわけですから。

飯塚委員 その時はその時の対応があると思いますけれども、紙を使って1年毎に同じ申請するのだったら、5年とか10年とかそういった長いスパンで許可をとってもよいかと思います。

会 長 不測の事態の可能性がある以上、年単位なのは仕方がないのではないですかね。

飯塚委員 内容の変わるものだったら毎年やらなければいけないと分かるけども、内容が同じものを毎年許可もらわなきゃならない、という昔ながらのやり方よりも、俺だったら長期間の方がベターだと思う。

事務局 すみません、あわび・なまこ漁業につきましては、山形県漁業調整規則の第16条の第2号に許可の有効期間が1年と規定されております。そのため、もし5年などにするとすると、漁業調整規則の改正が必要になってくるので、県の規則といいましても水産庁の承認が必要となります。

会 長 はい。

飯塚委員 規則を変えるための議論も委員会では必要だと思う。漁業者も長いスパンの方が助かるはずだ、途中で変更があったにしても。そういう思いで言っている。

一道委員 今の意見はもっともだと思いますけれども、3海区でも、年に1回は会合をもってきちんと確認することになっています。ですので、こういったことも、1年ごとに行うのも良いのではと思います。

会 長 あと、新規事業者の参入を考えた場合に、5年とかでやっちゃうと従来の人が固定しちゃうわけです。そういう問題もないとは言えないですね。そういったことも含めて、各都道府県の調整規則というのは条例でつくられているわけだけど、それについては各都道府県が定めるようにというようなことで水産庁に申請し、承認をうけることとなっています、仕組みとしては。

飯塚委員 理解はしています。ただ、毎回調査しているわけでもないだろう、現状を。それなのに毎年申請しなければならないというのはおかしいと思う。変更があるのであれば、それが毎年だろうが半年だろうが検討して良いか悪いかを出しても良いのだろうけど、実際問題として内容が何も変わっていない、区域を変えるわけでもないのであれば、何故わざわざ毎年許可証を変えたりしなきゃいけないのか。漁業者なんて漢字書くのが苦手だから。俺はもう少し進んで考えたらどうだろうかと思うわけ。

会 長 ただ、許可の隻数だって、資源量によって増減することもあるわけですね。

飯塚委員 やめなければ増やすことができない内容じゃないか、これは。

会 長 固定だけれども、例えば資源が増えましたということになれば、隻数を増やすということもあり得るわけです。現状を見たうえでたまたま同じ内容を条件にしているというだけじゃないですか。逆に隻数減らすこともあるかもしれないし。

伊原委員 飯塚委員は、内容については、何も異論はないわけだ。

飯塚委員 ないない。隻数も増やせないし。

伊原委員 だったら、ずっと決めた方がいいと思います。

飯塚委員　でも例えば、変更が無ければ継続 OK にするとか。

池田会長代理　それでは、何の許可でもみんなそうになってしまう。

飯塚委員　分かるけども、昔で言う沖合でカニを獲るために国から底曳きの許可もらっていたその番号だって、毎年では大変だからそれで同じ番号にしてもらった。入会の許可番号も毎年変わっていたが、それを同じ船で同じ許可をとるのだったら、番号を同じにしてくれと。書類に書く番号を変える必要は無いだろうと。漁業者だってペンキを塗って書く手間、大した時間ではないが、そういった負担を少しでも削ってやるというのが、いろんな知恵がある人が考えることではないのかなと思う。

事務局　現在、漁業調整規則に基づいて知事が指定する継続許可漁業としてほとんどの県内の許可漁業が指定されていますが、そこに「あわび・なまこ漁業」が入っていないので、そこに指定できれば有効期間は1年ですが、新規の方がいなければ諮問する必要は無くなります。手続きは1年毎にはなるのですが、この諮問というのは無くなるので、そのあたりの変更が可能か検討したいと思います。

会長　諮問は無くなっても許可申請は。

事務局　諮問が不要となるのは「新規で出なければ」です。今の継続許可漁業は、漁業調整規則第15条で知事が指定する継続許可漁業として県のホームページで指定しているのですが、その中に「あわび・なまこ漁業」が入っていないので、同じ人が申請してきても、毎回新規扱いで諮問しなければいけない状況になっております。飯塚委員から御提案ありましたように毎回手続きしなくてもいいのか、継続で指定できるのか検討していきたいと思います。

会長　継続漁業にできるのかどうかということですね。

事務局　漁業調整規則第15条に継続の許可または認可等とありまして、継続許可漁業は知事が指定する漁業のものに限るとしています。

会長　知事に決定権があるのですね。

事務局　はい、知事に決定権がございますので、もし水産振興課で一覧を変更できて、ここに「あわび・なまこ漁業」を入れることができれば、内部の手続きででき

るようであります。1年という許可期間は変更できないので、1年更新ではあるけれども、新規の人がいなければ、通常どおり漁協さんとやりとりして、申請してもらいます。1年毎の諮問の手続きがなくなるということは出来るのかなと思います。

会 長 申請は1回行えば何年間も有効？

事 務 局 いいえ、申請は1年ごとです。

会 長 そうですね、その書くという行為が面倒だろうというのが飯塚委員の意見ですね。

事 務 局 何かできることがないかと思ひまして。

会 長 要するに、毎年同じことを書かされるのが面倒くさいじゃないかということだ、と思うので、それをやったところで毎年書くのであれば同じだと思う。
実態は分からないのだけど、申請書ってだいたい漁協の方で下書きをつくってそれに署名するという格好なのでしょう。

事 務 局 今は押印不要になっております。

会 長 事務はほとんど漁協が代行している格好になっているわけでしょ、実態としては。

事 務 局 実態としてそうですね。

飯 塚 委 員 実際は組合の人がやっている。

会 長 わかりました。よろしいですか、この問題につきましては。

飯 塚 委 員 検討してみてください。

会 長 検討するということも含めて、第1号議案はこの内容で許可をするということではよろしいですね。

一 同 はい。

【第2号議案】 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

会 長 次、第2号議案になります。むなしいハタハタの話なのですが、はたはたの採捕規制に係る委員会指示につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局 はい、御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。はたはたの採捕規制に係る委員会指示について御説明いたします。この委員会指示は、はたはたが沿岸海域に来遊する時期である12月1日から1月末までの間、水深30m以浅の沿岸海域では、海面共同漁業権に基づく第2種共同漁業による採捕又は竿釣り若しくは手釣りによる採捕以外の方法によるはたはたの採捕を禁止するとともに、ハタハタを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用も禁止するものです。この委員会指示が出されるようになった背景について御説明申し上げますと、平成14年頃に沿岸でまとまったはたはたの採捕が見られ、大型の網で軽トラ1台分を採るような一般の人や空釣りで大量の釣りをする人が出てきたことから、ハタハタ資源への影響が懸念され、節度ある遊漁のあり方が必要となったことから、平成15年からはたはたの採捕規制に関する委員会指示を現在まで毎年発出してきたものです。

2ページ以降は、今年の2月の委員会で御報告させていただいた令和5年度ハタハタ遊漁についての資料となります。資料3の「遊漁の状況」に記載ありますとおり、令和5年度は、巡回時にハタハタが釣れている状況は確認できませんでしたが、参考としまして、年末にはたはたが釣れたという情報がありました。また、資料4の漁業や資源の状況ですが、昨年12月の漁業による漁獲量は0.8トンで、平年比で1%であり、非常に低い数字となっております。このような状況ではありますが、節度ある遊漁のため、今年度もこれまでと同様に委員会指示を発動してはいかかという案件でございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、内容は例年どおりなのですが、みなさんから御質問御意見等ありましたら。

一 道 委 員 はい、事務局か水産振興課に、一般の方からハタハタ釣りを止めさせた方が良いのではないか、という思い切った電話や問い合わせはありましたか。

事 務 局 はい、私が来て1年半くらいなのですが今のところ無いです。

一 道 委 員 はい、参考までに聞いてみました。

会 長 ちなみに今年はどのくらい漁獲があるのですか。これは令和5年のデータで

すよね。今年は水揚げはありますか。

池田会長代理 1日に2箱か3箱かそんなものだろう。

会 長 県全体で100キロもあがっていない？

池田会長代理 秋田が例年より早い。

会 長 山形県は水揚げあるのですか、今年。

池田会長代理 無い。

飯塚委員 研究所はどう捉えているのですか。

会 長 御意見をお願いします。

阿部所長 はい、今年は去年同時期の2/3くらいの量で、あいかわらず厳しい状況でありますけれども、全く獲れないわけでは無いです。接岸はしないし、産卵も確認されていないですけれども、全くいなくなっているわけではない。秋田の研究所の人とも話すのですが、自然環境が良くなるのを待って、資源が回復するのを待つしかないのかなというような話をしています。

会 長 それまで生き残っていればね。

阿部所長 全滅はしないと思います。

会 長 研究所に聞きたいのですけれども、秋田の方ではハタハタが学習するのか、より水温が下がる時期に接岸するように、接岸時期が毎年遅くなりつつあるという情報がありますよね。

阿部所長 遅くなるというよりは、接岸場所が北上しているという感じですね。

会 長 北上というよりは接岸時期が次第に遅れているという話ありませんでしたっけ、水産庁か水研の方で。

阿部所長 時期が遅れる…？

会 長 最も水温が低いのが1月2月ごろじゃないですか。だから、接岸する場所の

水温が下がるのを待ってから寄ってくるような学習をしているのではないか。それがあつたのなら、採捕規制の終わりを1月31日から2月末までとか、将来的には延ばす必要があるのではないか。

阿部所長 実態として、山形県で2月に接岸したことは無いと思います。ただ、そのようなことを見越した指示にすることであれば、それは委員会の意見としてまとめてもらつて良いと思います、実態としては無いです。

会 長 秋田の方で接岸時期がだんだん遅くなつてゐるという実態があるのではないですか、聞いたことないですか。

阿部所長 そこまで明確なものは無いですね。遅くなつたというのは、いつも12月頭に接岸していたのが、15日から20日くらいになつて接岸してくるという意味の遅れというのはあるのかもしれませんが、1月や2月までずれ込んでいるような情報は無いですね。

会 長 やつぱり水温が下がるのを待っているということですか、ハタハタが。

阿部所長 そうだと思います。

会 長 ハタハタが、学習するかどうか分からないけど。

阿部所長 学習というか自分なりに適水温を選んで遊泳しているというような形ですね。

会 長 山形のハタハタもそうやって学習してくれば良いのだけ。

池田会長代理 今年ちょっと不思議に思つたのが、男鹿で獲れたハタハタだが、規格が特大で腹を見たら12月の腹と同じくらい膨れていて。魚屋さんが取引先に「このハタハタは冷凍して12月売つても大丈夫な腹ですよ」と説明していた。それで早く成熟するハタハタついているのかな、と思つた。

阿部所長 私も5日にスーパーに行ったら酒田産の200グラムぐらいの特大のハタハタが売つていて、腹が膨れていました。腹が破れていたので買わなかつたのですが、大きいハタハタがあがつているなとビックリしました。

会 長 私も最近見た。なんでいるのだろうと思つて。

池田会長代理 それは海が変わっているのか、ハタハタが変わったのか。わからないが、1年ごとに海は変わっている。

会 長 採捕規制の終わりについては、当面は1月31日で良いでしょう。先ほど一道委員が言ったように、ハタハタが回復するまで釣りを全面禁止にしても良いのではないかと思います。昔ほど釣れていないし、大量の接岸は無さそうでしょう。

阿 部 所 長 はい。

会 長 ですよ。ね。だんだん大黒様の風習が消えて無くなるのではないかとって心配です。では意見は出尽くしたということでよろしいですかね。委員会指示として同じ内容のものを今シーズンも出すということで良いですか。

一 同 はい。

会 長 ではそのとおり、委員会指示を発することにいたします。以上で議事は終了です。

5 報告事項

(1) 資源管理の状況等について

会 長 それでは、報告事項の(1)から始めます。(1)の資源管理の状況等について、農林水産部水産振興課から説明をお願いします。

皆 川 主 査 では私の方から御説明いたします。海面の共同漁業権及び定置漁業権に係る資源管理の状況等について、報告します。配布資料8ページを御覧ください。まず、関係法令について御説明します。漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況などを、1年に1回以上、知事に報告しなければならないこととなっております。漁業権者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しており、免許権者である知事は、漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があります。そして、知事は報告を受けた事項について、漁業法第90条第2項の規定により、海区漁業調整委員会に対し報告をするものとされています。資料は戻りまして、1ページ目をご覧ください。共同漁業権者である山形県漁業協同組合から、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告いたします。資料の3ページから7ページが、県漁協から提出された令和5年4月1日から令和6年3月31日

までを対象期間とする報告となります。資源管理の状況ですが、資料4ページにありますとおり、漁業権行使規則で定める操業期間（禁漁期）や操業時間を遵守する等、行使規則に基づいた組合員の操業に取り組んでいる、とのことです。また、資料添付は省略しておりますが、県漁協の令和6年6月開催の総代会資料であります、令和5年度業務報告書においては、繁殖保護、資源管理、漁場管理の取組状況などが報告されているところです。

続いて、漁場の活用の状況については、漁業権の免許番号ごとに報告がなされております。4ページ目が海共第1号（飛島）、5ページ目が海共第2号（遊佐町と飛島以外の酒田市）、6ページ目が海共第3号（旧温海町区域以外の鶴岡市）、7ページが海共第4号（旧温海町の区域）の報告となっております。こちらの海共第1号～第4号の漁業権について、いずれも漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。

以上から、1ページのとおり、海共第1号～第4号のいずれについても、県漁協から報告のあった資源管理の状況等について、適正と認める旨の意見を付して、知事から委員会へ報告するものになります。

続きまして、定置漁業権者である「有限会社 仁三郎」から、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告します。報告1-2の4ページを御覧ください。「有限会社 仁三郎」の定置漁業の漁業時期は12月から8月までであり、今回の報告の対象期間は、令和5年12月1日から令和6年8月31日までとなっております。1の資源管理に関する取組の実施状況は、資源管理計画のとおり実施ということで、公的規制を遵守することに加え、小型魚の保護などにも取り組んでいます。操業日数及び漁獲量その他の漁場の活用の状況については、主要な魚種及び漁獲量を提示しています。12月から1月は天候不順と操業準備により、操業日数及び漁獲量は0となっております。また7月及び8月は、夏季で魚が入らないことから例年網をあげて休業しているということで、操業日数及び漁獲量が0となっております。海共第1号の漁業権については漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。

以上から、1ページのとおり、仁三郎から報告のあった資源管理の状況等について、適正と認める旨の意見を付して、知事から委員会へ報告するものになります。報告は以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、皆様から何か質問等あればお願いします。何もありませんか、よろしいですか。では、報告事項として御了承願います。

（2）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

会 長 次に報告事項の（2）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結

果について、事務局から報告願います。

事務局　それでは報告（２）の資料を御覧ください。座って御説明します。６月に開催しました第４２８回委員会にて令和６年度の全漁調連通常総会の結果について御報告させていただいたところですが、その総会で承認された要望書をもって７月１０日に役員により関係機関への要望活動が行われました。要望先からの回答結果が連合会より送付されましたので、御報告いたします。新規の要望について中心に御説明させていただきます。

１つ目は、５ページ目「沿岸漁場の秩序維持について」の「１違法操業の取締強化等」の「③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置費用に対し、総合的な支援策を図ること。」という要望です。水産庁からの回答として、【密漁対策の支援として、都道府県への交付金により、「関係者による協議会」や「密漁監視のための指導講習会の開催」、「普及啓発に係る経費」、「密漁監視施設の整備」を支援することができることとなっているので、御活用願いたい】とのことでした。

２つ目は、９ページ目「太平洋クロマグロの資源管理について」の「１クロマグロ資源の適正利用」の【イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属する海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。】という要望です。水産庁からの回答として、「沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要はあると考えるが、支障があるような操業をする漁業者がいれば、個別に相談したい」とのことでした。

３つ目は、１１ページ目、同じく「太平洋クロマグロの資源管理について」の「２定置網等における管理手法の確立および支援措置」の「カ いかり釣り漁具被害対策、クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や漁具被害により、水揚げ額の減少に対する補填や漁具購入への支援などの対策を講じること。」という要望です。水産庁からの回答として、【「クロマグロによるものと思われる操業被害・漁具被害が発生していることは承知していて、操業被害による漁業収入の減少については、「漁業共済」及び「積立ふらす」により支援を行っているため活用いただきたい」とのことでした。また、「糸や針などの漁具は消耗品で支援に馴染まないこと」や「漁業共済」や「積立ふらす」は、漁具を含む操業経費もカバーしていること」などから、新たな支援を行うのは極めてハードルが高いと考えている】とのことでした。

４つ目は、１２ページ目、これも同じく「太平洋クロマグロの資源管理について」の「３遊漁者等の操業自粛措置」の「ウ 遊漁制度、クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと」という要望です。水産庁から

の回答として、「クロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理への移行を推進していくこととしている」とのことでした。

5つ目は、18ページ目、「沿岸資源の適正な利用について」の「6海上大規模開発事業の関係者説明」の「風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけではなく、関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること」という要望です。水産庁からの回答として、「洋上風力発電設備の設置については、「再エネ海域利用法」に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。具体的な案件形成においては、関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考えている。案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合があることは認識しており、関係都道府県に対して、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう求めており、引き続き、経済産業省及び国土交通省と連携して対応する」ということでした。

6つ目は、31ページ目、「海洋性レジャーとの調整等について」の「1遊漁と漁業の調整」の「イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定および漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること」、「ウ より手軽に、情報を発信できる仕組みづくりとして、スマホをかざせば海辺の利用に関するマナーについての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること」という要望です。水産庁からの回答として、「水産庁では、遊漁に関するルールやマナーに関するパンフレットを作成し、イベントや講習会で配布し、普及・啓発を行っている。また、トラブル防止の取組事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣り GO!」というアプリで釣り場の管理やルールの周知を行っている。引き続き、効果的な広報ができるよう、工夫して進めたい」とのことでした。

最後の7つ目は、35ページ目、同じく「海洋性レジャーとの調整等について」の「2プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止」の「水上オートバイについても、継続的に研修に受講させ、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること」という要望です。国土交通省海事局の回答として、「小型船舶操縦免許証の更新の際は、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させている。違反者については、違反点数を付与するとともに、再教育も実施している。また、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項などに関するリーフレットを使用して啓発に努めるなど、安全確保に向けた取り組みを行っている。さらに、全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施している。」とのことでした。その他、既存の要望に関する回答につきましては記載のとおりとなっておりますので、お時間あるときに御覧いただければと思います。報告は以上となります。

会 長 ありがとうございます。報告事項です。抜粋的な報告になっております。38ページまでが全項目なのですが、その中で重要なところをピックアップして説明してもらいました。御質問御意見ありましたらお願いします。

一 道 委 員 はい、6ページの「密漁もの」の流通防止のところで、水産庁の回答ですが、2の「(3) 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備」で、都道府県への交付金と書いてあるのですが、実際に山形県で活用している事例はありますでしょうか。最近だと、マグロ遊漁で疑義情報があつたときに初めて新潟漁業調整事務所が立入検査をすることになっていますが、なかなか人が現場に行って確認、捕まえることは難しいので、暗視カメラやドローンなどの防止策があるのですよと周知するのも抑止のひとつになると思ったので、尋ねてみました。また併せてこういう検討ができればと思います。質問と意見ということでお願いします。

会 長 はい、では質問等について答えられることがあればお願いします。

事 務 局 長 はい、県への交付金について、ドローンや監視カメラではないですが、サケ密漁禁止の看板が古くなっているものですからそれを新しくするために使えるものがないかという要望があり、この交付金を紹介した、というのはあります。

一 道 委 員 はい、わかりました。検討の余地がありましたら、よろしくお願いします。

会 長 今回、山形県から違反者が出たのですけれども、その船は宮城県で登録しているのに、なぜか酒田港に泊まっています。船長も宮城県の人なのですけれども、なぜかその人は住民票を山形県に置いていて、何が目的かわからないですね。水産庁によると、違反者がクロマグロ1匹採捕したとのことですが、なぜ1匹かというと、遊漁船の適正化による法律の立ち入り検査で強制捜査の対象となるのが、船長の分だけなのです。お客さんの分を強制的に調べることはできない仕組みになっていて、去年の3海区でも私が話したとおりです。だから1匹しか出てこない。実際に何匹かというと、噂で聞いた情報ですけど、船長の分が1匹、お客さんの分が12匹、合計13匹持ってきたらしいです。残念ながら、今の法律ではお客さんが任意で出さない限りは調べることはできない。これも噂ですけど、船長は自分の分は見せたけど、お客さんには「見せるな」と指示をしたそうです。そういう噂もありますので、どんどん違反は悪質化していると思います。遊漁船の適正化に関する法律も、船長の分しか調査できないということがまずいので、乗っている人全員の分を調査できるとすれば、あ

らゆる調査が出来ていたのでしょうか、残念ながら今は船長の分しか調べられないので、1 匹分となっています。

もっとも、これに対しては別の話があつて、船長は釣りして良いのだっけという事です。遊漁船では船長は釣ってはいけないだろうという話もあります。この違反については、いろんなことがあつて二重三重の違反で大変なことになっています。罰則が出るまでワンクッションあるわけですが、ワンクッション無しの罰則規定を国が法定することが必要なんじゃないのかと思います。正直者が馬鹿を見てしまい、そして「このような違法な遊漁船がいるのが山形県だよ」と言われてしまい、真面目な遊漁船業者の迷惑となってしまいます。そのような被害があるので、今回の山形県の名前が出たということも困ったことなのですが、実際の違反の程度が二重三重ということでなかなか悩ましいものとなっております。補足として私から実態の説明をさせていただきます。他に御質問等ありましたらどうぞ。

池田会長代理 はい、35 ページの水上オートバイについて、酒田港内で暴走しています。事故起きてからでは遅いので、何か対策しないと。1 隻や2 隻ではなく複数いる。

会 長 たしか大浜から出るのですよね。

池田会長代理 どこから出てくるかは分からない。

会 長 私も目撃していないので、よく分からないですけれども。

池田会長代理 家岸造船の奥から出てくるのでは。

会 長 ああ、ありますね。でもあそこまでは入っていないのではないですかね。

池田会長代理 いや、分からない。どこから出てくるかは分からないが。

会 長 ただ、法的には航路の右側を走る分には規制はできない。中央を走るのはまずいですが。

池田会長代理 いや、中央も何も。後ろからついてきて、くるっとまわってみたりするからね。

会 長 航路の走行方法を守っていないのですよね。私もたまに見かけるので、その問題はあります。

池田会長代理　　お願いするのが海上保安部なのかは分からないが、やっぱり港内で5、6艇が走って遊ぶのは危ない。まさか月峯に取り締まってくれとも言えないし。

機 関 長　　最上川に降ろすところがあって、最上川を走ってきて港内に入ってくるのもいっぱいいます。

会 長　　高校生がヨットをするところですよ。

機 関 長　　そうです。あそこから降ろしています。あの人たちは他人に見せたいので向こうから来るわけです。

会 長　　彼らは人に見せたいのですね。

池田会長代理　　事故起きてからでは遅く、それこそ車と歩行者では何があっても車の方が悪くなるのだから、まずはその辺りを国交省にお願いしたい。

会 長　　ミニボートについても、最近ミニボートの動画がたくさん出ていて、ミニボートでもこんなに大きい魚が釣れる、みたいなことが散々宣伝されているので、ミニボートのユーザーが減らないのだと思います。

それから、最近シーカヤックみたいなものに中国製のモーターや推進機を付けて走らせる動画もありました。あれも規制の対象外なのですよ。簡単に沖まで行けるのでした。ミニボート以外のものも沖に出てくるようになるかもしれません。ミニボートよりもっと安価で買えるので、ますます危険が増すのではないかなあと危惧しています。

水上オートバイの問題だけでなくミニボートへの対策も必要なのではないかなあという印象を受けました。他にありませんか。よろしいですかね。では、報告事項として御了承願います。

(3) その他

会 長　　報告事項3「その他」について、委員の方々から報告したいことがありましたらお願いします。いかがでしょうか。ございませんか。では、事務局から何かありますか。

事 務 局　　はい、先ほど配布させていただいた資料「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について（協議）」を御覧ください。9月27日に事務局である秋田海区から意見照会の連絡がありました。

1枚目のとおり、今年度の3海区連絡協議会は、7月30日に開催予定でし

たが、山形と秋田で大雨があり、事務局の秋田海区が秋田海区の会長と相談して、その時は「7月30日は中止として、今後については検討する」という連絡がありました。これに関して続報があり、今年度の3海区連絡協議会は「延期等はせず、中止」という連絡がありました。

また、来年度の新潟・山形両海区入会協議会の担当県は「新潟県」、山形・秋田両海区入会協議会の担当県は「山形県」、3海区連絡協議会の開催県は「新潟県」となっております。各海区の提案事項及び回答は別紙のとおりで、新潟海区の提案事項は2ページ目、山形海区の提案事項は3,4ページ目、秋田海区の提案事項は5ページ目となります。こちらに関しまして御確認いただき、御意見等ありましたら、11日（金）の午前までに事務局に御連絡いただければ、秋田海区に照会いたします。御意見が無い場合は、連絡は不要でございます。

期限が短く申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

会 長 これは実質的には書面会議ということで、対面での意見交換は無いわけです。今回のテーマを来年の会議の冒頭あたりで、意見交換できるようにした方が良いでしょうと思います。せっかく各県から回答したのだから、実際その場で話したらいろいろな意見が出てくると思います。その方が無駄にならないと思います。

事 務 局 承知しました。今の御意見を秋田海区に伝えます。

会 長 はい、お願いします。他にありませんか、あとはよろしいですか。去年からやっと対面開催できたわけですが、今度は豪雨という予想もしないような原因で無くなってしまい、困ったものでした。では、報告事項のその他はよろしいですかね。全体的にも何かありましたら。ちなみに傍聴人は6名と聞いていましたが、なんで3名になったの？

事 務 局 操業に出たそうです。

会 長 マグロに行ったということ？

事 務 局 それは分らないですが、沖に出たとのこと。

会 長 関係者の中で船の総トン数が1番大きい人がいなかったの、マグロを獲りにいったかなあと思って。わかりました。他に何かありませんか。

飯 塚 委 員 離岸堤へ遊漁船が渡すことは違反だと聞いたのですけども、どのように取り

締まるのですか。また、事実なのかどうかも聞きたいです。

会 長 遊漁船に関しては、4月1日から施行の法律で、立入禁止されている離岸・沖防波堤についての渡船を禁止していますが、9月30日までは認めるという経過措置があります。10月1日からは完全にアウトです。

ただ、酒田の離岸堤に関しては4月1日から釣り人の渡しはほとんどありません。しかし、遊漁船が渡すことは禁止ですが、例えば個人が渡したり、個人がゴムボートで行くことは禁止ではないので、10月以降も数名はいます。ただ、それは誰かがプライベートの恰好で渡しているのか、もしくはゴムボートで渡っているのか、という感じはします。特に酒田に離岸堤は2つありますが、北の方の離岸堤は水路の真向かいなので、ゴムボートでも行けるのです。だから全くゼロにはなっていません。という事ですが、県から何か補足があればどうぞ。

伊藤主査 はい、会長がおっしゃったとおり、改正された遊漁船業法が4月1日に施行されて、経過措置が終了するのが9月30日で、10月1日まで全ての遊漁船業者は改正遊漁船業法に基づいた業務規程を各都道府県に提出することになっております。それには「立入禁止場所には案内しません」という内容も含まれますので、10月1日以降は案内しないこととなります。

飯塚委員 月峯はこれについての取り締まりは行わないのですか。保安部だけですか。

機関長 遊漁船に関しては、月峯は扱えないので保安部となります。港湾区域であれば港湾事務所が、漁港区域であれば市や町が注意喚起するしかないです。

会 長 ちなみに、一昨日の日曜日に離岸堤に行っている人はパッと見たところ3名くらいでした。誰かが渡しているのだと思います。北の離岸堤は、姿が5、6名以上はいました。水路をゴムボートで渡っているのかなと思います。なかなかゼロにはならないですね。ただ離岸堤に行く人は激減しましたね。

あと、私ではないのだけど、酒田港の中に工事で立入禁止している場所がありますが、それでも人が入ってきて釣りをしていて、工事業者が危なくて困ると言っていました。いくらバリケードを作っても入り込むので、非常に困っているという話を業者がしていました。何かあって怪我したら自分たち、工事業者が悪くなるので、たまったものじゃないというふうに怒っていました。そんなことが酒田港の実態ですね。

池田会長代理 磯に渡すのはなんでもないわけだ。

会 長 それは良いですね。

伊藤主査 はい、改正された遊漁船業法では立ち入り禁止の場所に案内してはいけない、ということになっておりますので、山形県が管理する港湾や漁港の防波堤・離岸堤では立入禁止になっています。立入禁止になっていない防波堤があれば、渡しても良いこととなっています。

会 長 磯渡しも OK なの？

伊藤主査 磯渡しも OK です。立入禁止の場所に案内しなければ。

会 長 だから、逆に言えば離岸堤の立入を許可してしまえば、また渡して良いことになるのですよね。

伊藤主査 そうですね。

会 長 しないでしょうけどね、もちろん。

機関長 市の管理している漁港は立入禁止と言っていないです。県が管理している港湾と漁港を立入禁止としているだけです。

飯塚委員 市町が管理する港の離岸堤とかテトラポットに渡すのは問題ないということか。

機関長 聞いた話ですが立入禁止にしていないということでした。立入禁止にしていないということは、連れて行っても良いとなります。

会 長 ただ、釣具店からすると、離岸堤の釣り人がいなくなったということで、相当売り上げ的には打撃らしいです。ますます閉店する店が増えるかもしれません。ここのところ2、3軒閉めていますからね。私が行っていた釣具店も閉めましたし。どんどん釣具店が減っていくと思います。それと、離岸堤に行っていた人たちが南防波堤に行くようになったので、南防波堤が大混雑です。車の台数がすごく多いです。半分くらいは離岸堤から流れてきた感じではないかなあとと思います。釣り人の移動現象が見られます。

他はよろしいでしょうか。何かありましたら。無いようでしたら、これにて。

事務局 すみません、次回の委員会の日程ですが、12月3日火曜日の午後1時半からということで、皆様の御都合はいかがでしょうか。

会 長 それでは、次回は 12 月 3 日火曜日の午後 1 時半からということで、皆様御出席のほどよろしくお願いいたします。それでは、第 430 回山形県海区漁業調整委員会はこれにて終了いたします。

上記のとおり第 430 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和 6 年 10 月 8 日
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

会長代理 池田 亀五郎 

委 員 飯塚 厚司 